

徳島労働局発表
令和6年10月1日

【照会先】
徳島労働局労働基準部賃金室
室長 岡田 英樹
室長補佐 吉成 洋美
電話：088(652)9165

「徳島県最低賃金」を時間額980円に改正決定

- 令和6年11月1日より効力発生 -

徳島労働局長(竹中 郁子)は、9月19日に開催された徳島地方最低賃金審議会(会長 段野 聡子)からの最終答申を受けて、徳島県最低賃金を時間額980円に改正決定し、本日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、11月1日(金曜日)より効力が発生します。

徳島労働局では、改正された最低賃金額について周知するとともに、業務改善助成金等の中小企業・小規模事業者に対する支援施策の周知を積極的に行うこととしています。

< 徳島県最低賃金の改正答申の概要 >

1 適用する地域	徳島県全域
2 適用する使用者	徳島県内で事業を営む使用者
3 適用する労働者	上記の使用者に雇用される労働者
4 最低賃金額	時間額980円(現行 時間額896円)
5 効力発生の日	令和6年11月1日

改正答申の詳細は徳島労働局ホームページをご参照ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_01611.html



< 添付資料 >

- 1 徳島県地域別最低賃金改正の推移(平成17年～)
- 2 徳島県最低賃金リーフレット
- 3 業務改善助成金等賃金引上げ支援関係リーフレット